

都島区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

様式14

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由	WTO
1	大阪市都島区役所住民 情報業務等に関する労働 者派遣業務	人材派遣	株式会社バックスグループ	4,293,510	令和1年12月6日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G26	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市都島区役所住民情報業務等に関する労働者派遣業務

2 契約の相手方

株式会社バックスグループ

3 随意契約理由

大阪市においては、「民間でできることは民間に委ねる」との考え方のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、「都島区役所窓口サービス課（住民情報）」における住民情報業務等の業務委託を行っている。

都島区では、平成 29 年度に業務委託の発注を行ったが不調となったため、平成 30 年 5 月より次の委託事業者が決まるまでのつなぎとして、委託範囲の窓口業務のうち、受付及び入力作成業務を労働者派遣契約によって、交付窓口及び公金取扱等を臨時的任用職員採用によって運営している。

今年度、次期事業者を決定するための事業者公募（令和元年 5 月 31 日公示）を行ない、企画提案・プレゼンテーション審査（令和元年 8 月 13 日実施）の結果、委託予定事業者を選定し、選定結果を通知（令和元年 9 月 2 日通知）した。その後、契約締結に向けて準備を進めてきたが、突然、10 月 11 日に事業者の内部事情からの判断により契約締結辞退の申出があり、実務的な調整を行ったうえでの再検討を求めたが改めて辞退の申し出があり、10 月 28 日に辞退届の提出があり正式な辞退に至った。

辞退後、直ちに業務委託再発注をしても、時間的な問題から現行派遣契約期間以内に業務委託への円滑な引継ぎを行うことが困難であり、また、今回の業務委託の事業者公募の際、辞退した事業者以外からの企画提案がなかったため、委託にかかる仕様の検討も必要である。このため、次回の業務委託発注までのつなぎとして、労働者派遣契約及び臨時的任用職員の採用によって窓口運営を行う必要がある。したがって、現行契約事業者である株式会社バックスグループと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結した。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

大阪市都島区役所 窓口サービス課（電話番号 06-6882-9963）